

キャンプ地所有者との手続きについて

北海道ドローン研究会のお手伝いする「キャンプ場」(多目的な土地・多目的の広場)について本会と所有者又は管理者との約束事項として覚書及び使用規則等を明確にして会員等の活動への参加や利用について明確にいたします。

其々の場所で条件が全く違ってきますのでオーナーさんで変更ください。
特に 商用か個人的な趣味で使うかで大きく違います、キャンプ場作りに関わった会員が事後に使わせて頂くにあたり可成りの優遇をお願いします。
付帯の施設や設備について、現段階である所、計画で作る所、計画にはないが行く行くは作る事で覚書や規則の変更も必要です。

- 1 土地の所有者又は管理者と北海道ドローン研究会との「業務提携覚書」を締結する。
- 2 前、覚書により「使用規則」にて、いずれかが管理運営を行う。
- 3 管理者は「使用の注意」を徹底する。
- 4 不随の設備(トイレ、電気、建物等)、仮設の電気・トイレ等が設置されて使用可能である時は使用の料金や条件等を明確に記載する。
- 5 その他必要な事項を記載する。

オーナーさん判断項目

- 1 一定の開発ができた時点での入退場の管理を何処で行うか
北海道ドローン研究会キャンプ部事務局、オーナー
- 2 会員の利用についての条件
 - ・利用料は
 - ・使用の目的
 - ・利用時の時期や時間等の条件
- 3 使用の注意に特別な条件は必要か
- 4 その他